

(社) 千葉県浄化槽検査センター
11条BOD検査に係る検査判定指針

1 判定の基本的事項

浄化槽の設置及び維持管理の状況をよく表している指標である処理水の生物化学的酸素要求量（BOD）を機能判定の基準とする。

これを補完するため、表2から表5に示す残留塩素、透視度、外観検査、保守点検及び清掃の記録の確認結果を判定の傍証とすることとする。

2 判定の基準

(1) 検査項目ごとの判定基準

「浄化槽法定検査判定ガイドライン」（平成8年3月「厚生省生活衛生 局水道環境部 環境整備課浄化槽対策室」）に基づき次により行う。

ア 生物化学的酸素要求量（BOD）については、表1に示す「生物化学的酸素要求量（BOD）の判定基準」により判定する。

イ その他の確認事項については、確認した内容を表2に示す「残留塩素濃度の判定基準」、表3に示す「透視度の判定基準」、表4に示す「外観項目の判定基準」及び表5に示す「書類検査項目の判定基準」により判定する。

(2) 総合判定

一次判定

生物化学的酸素要求量（BOD）を基本とし、その他前回の検査記録および表2から表5に示す項目により総合的に判定する

ア 「適正」判定

- ① 「生物化学的酸素要求量（BOD）」が「良」である場合。なお、表2から表5に示す項目に「不可」がある場合は改善を指摘する。
- ② 「生物化学的酸素要求量（BOD）」の判定が「可」の場合。なお、表2から表5に示す項目に「可」または「不可」がある場合は改善を指摘する。
- ③ 「生物化学的酸素要求量（BOD）」の判定が「不可」の場合は、前回の検査記録、および表2から表5に示す項目の結果を確認し、採水を行った検査員又は嘱託採水員と協議の後、BOD悪化の原因等が判明し、浄化槽管理者及び保守点検業者（浄化槽管理士）双方に対し改善指導が行われ、その後の点検記録により透視度、残留塩素濃度等の維持管理が改善されていると認められるものとする。

イ 「適正」以外の判定

「適正」と判定されなかったものについては、二次判定とする。

二次判定

「適正」以外と判定されたものについては、直ちに検査員により従来方式による法11条検査（全項目検査）を実施し、「浄化槽法定検査判定ガイドライン」（平成8年3月厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室）に示されている「具体的な判定方法」に基づき判定する。

附 則

この要領は、平成18年 1月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

表1 生物化学的酸素要求量（BOD）の判定基準

処理目標水質	60 mg/l	30 mg/l	20 mg/l
良	60 mg/l 以下	30 mg/l以下	20 mg/l以下
可	60 mg/l超 80 mg/l以下	30 mg/l超 40 mg/l以下	20 mg/l 超 30 mg/l以下
不可	80 mg/l超	40 mg/l超	30 mg/l 超

表2 残留塩素濃度の判定基準

良	検出される
不可	検出されない

表3 透視度の判定基準

処理目標水質	60 mg/l	30 mg/l	20 mg/l
良	10度以上	15度以上	20度以上
可	5度以上10度未満	12度以上15度未満	15度以上20度未満
不可	5度未満	12度未満	15度未満

表4 外観検査項目の判定基準

No	項目	良	可	不可
1	漏水の状況	異常なし	—	各単位装置の水位の低下等、漏水を生じていることが明らかである。
2	溢流の状況	異常なし	—	各単位装置の水位の著しい上昇等、溢流を生じていることが明らかである。
3	ばっ気装置の稼働状況	異常なし	空気供給量の調整不良、ばっ気槽、接触ばっ気槽等の攪拌水洗の不均等が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	空気供給量の調整不能、散気装置の閉塞または破損等が認められるなど、処理機能に影響を与えることが明らかである。
4	流入管渠（路）の状況	異常なし	汚水の停滞、汚物の堆積が認められが、軽微である。	管渠の勾配不良、破損、著しい油脂や汚物の堆積等が認められる。
5	越流ぜきにおける越流状況	異常なし	不均等な越流が認められるが軽微であり、処理機能に影響を与えるおそれが小さい。	著しく不均等な越流が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。
6	悪臭の発生状況	異常なし	悪臭の発生が認められが、軽微である。	悪臭の著しい発生が認められる。
7	か、はえ等の発生状況	異常なし	か、はえ等衛生害虫の発生が認められが、軽微である。	か、はえ等衛生害虫の著しい発生が認められる。

表5 書類検査項目の判定基準

項目	良	可	不可
保守点検記録の有無	記録が保存されている。	記録が保存されていない。ただし、保守点検が行われていることが確認できる。	記録が保存されていない、かつ、保守点検が行われていることが確認できない。
保守点検記録の内容	保守点検の技術上の基準に準拠している。	記録内容に一部不備が認められる。	著しい誤記入、未記入、虚偽の記載等記載内容に著しい不備がある。
保守点検の回数	通常の使用状態において法令で定められた回数以上である。または、通常の使用状態以外の場合において、必要回数が行われている。	—	通常の使用状態において法令で定められた回数より少ない。
清掃記録の有無	記録が保存されている。	記録が保存されていない。ただし、清掃が行われていることが確認できる。	記録が保存されていない、かつ、清掃が行われていることが確認できない。
清掃の回数	法令で定められた回数以上である。	—	法令で定められた回数より少ない。